公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会総務委員会

# 入会のご案内

日頃は当協会の活動につきご理解を賜り誠に有難く御礼申し上げます。 さて、当協会に入会されるに当たっての必要事項等を以下のとおりご案内申し上げます。

#### 1 入会申込書の提出

入会に当たっては、入会申込書を当協会会長宛ご提出戴き、理事会の承認が必要です。

定款第5条 この法人は、兵庫県内の不動産鑑定業者の事務所に勤務し、若しくは兵庫県に 在住する不動産鑑定士(他の都道府県の不動産鑑定士協会に所属している者を 除く。)で、この法人の目的に賛同して入会した者を会員とする。

同 第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、 その承認を受けなければならない。

つきましては、添付「入会申込書」及び「別紙―履歴等の概要」に該当事項をご記入のう え、不動産鑑定士登録を証する書類の写しを添付して提出して下さい。

なお、事務手続きの関係上、原則として毎月10日までに受理した入会申し込みについて は当月の理事会に回付し、入会日は承認に係る理事会の翌月初になります。

また、理事会が必要と認めた場合、入会希望者には別途担当理事と面談戴くことがありますので、その点お含み置きください。

#### 2 資料閲覧について

入会後、資料閲覧を希望される会員は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の会員であるとともに、国交省又は知事登録業者で公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の業者会員として登録された鑑定業者に勤務している方に限りますのでご留意ください。

#### 3 定例研修会へのご出席のお願い

当協会においては、不動産鑑定士等の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図るための事業の一環として、通常月の理事会開催後定例研修会、懇親会を開催しており、その場において新入会員を出席会員にご紹介する予定です。開催日時は別途お知らせ致しますので、万障お繰り合わせの上、是非ともご出席賜りますようお願い申し上げます。

### 4 常任委員会等のご案内

#### (1) 常任委員会

当協会の公益社団法人として運営に当たり、委員会規定に基づき常任委員会が設置され活発な委員会活動がなされております。新入会員におかれましても、積極的に委員会活動にご参加戴きたく、以下のとおり各委員会をご案内いたします。

委員会名	所 掌 事 項
総務委員会	定款、諸規程の整備、会議の運営に関する事項、事務局に 関する事項、財務に関する事項、資料の収集、整備、保管 及び閲覧に関する事項、新スキームに関する事項、ホームページ の運用に関する事項、委員会間の調整に関する事項、他 の委員会の所掌に属さない事項
親睦委員会	会員の慶弔、表彰、親睦に関する事項 会報誌の発行に関する事項
涉外広報委員会	無料相談会及び講演会の開催に関する事項 協会の広報、情報公開
調査研究委員会	不動産の鑑定評価等についての調査研究に関する事項、 鑑定評価に必要な法的諸問題に関する事項
不動産D I 委員会	不動産市況DI調査に関する事項
研修委員会	県民及び会員に対する不動産の鑑定評価に関する研修 会・講習会の開催に関する事項、履修単位の取得に関す る事項
業務委員会	地方公共団体等から受託を受けて行う公共用地の取得等 に伴う鑑定評価及びリバースモーゲージに係る鑑定評価 等に関する事項、固定資産評価替え等に関する事項、地 価調査に関する事項、地価公示及び国税調査業務の支援 に関する事項、新規業務の企画検討及び業務の適正化に 関する事項、災害対策に関する事項、住宅ファイル及び 建物評価に関する事項
大学講座委員会	大学に対する寄附講座の実施に関する事項
空き家対策委員会	空き家対策に関する事項
綱紀·懲戒委員会	綱紀・懲戒に関する事項

## (2) 同好会

また、会員相互の親睦を深めるため、以下の同好会が設けられています。別途、例会等のご案内もありますので、ふるってご参加下さい。

ゴルフ同好会、野球同好会、ボウリング同好会、スキー同好会、ビリヤード同好会、 ツーリング同好会、歴史研究会、麻雀同好会、宝塚歌劇研究会、音楽活動研究会

# 会費等についてのご案内

当協会の会員には、会費規程に基づき、次のとおり会費等が必要となります。

### 1 入会金

入会時に、入会金として30,000円を納入していただきます。 入会金は、退会時に返還はいたしません。

#### 2 通常会費

通常会費は月額10,000円です。

通常、上期(4月~9月)と下期(10月~3月)に分割して納付して頂きます。

4月及び10月に請求書を送付いたしますので、当該月末までに納付して頂きます。

年度途中の入会又は退会の場合には、それぞれ月割りといたします。

#### 3 臨時会費

臨時の支出にあてるため総会の議決を経て臨時会費を徴収する場合があります。(いままで実施されたことはありません)

#### 4 通常会費の減免等

一定の要件に該当する方は理事会の承認を得て、通常会費の減免または、徴収猶予を受けることができます。

#### 5 近畿不動産鑑定士協会連合会の会費

近畿2府4県で構成する「近畿不動産鑑定士協会連合会」の会費が次のとおり必要となります。

納入方法等は、当協会の取扱に準じて徴収させて頂きます。

不動産鑑定業者代表者である会員 月額 1,400円 不動産鑑定業者に勤務する会員 月額 800円

6 その他不明なことは事務局までお問い合わせください。

公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会

### 公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会 倫理規程

令和6年5月31日制定

理事会は、会員の品位及び社会的信用の保持を図ることを目的として、公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会(以下「協会」という。)倫理規程を次のとおり定める。

#### (基本姿勢)

- 第1条 会員は、不動産鑑定五訓のほか、次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 不動産鑑定評価制度の社会的公共的意義を十分理解し、それぞれに課せられた専門職業家としての責務の自覚のもとに、的確で誠実な業務活動の実践によって、不動産市場における不動産の適正な価格の形成に資するように努めなければならない。
  - (2) 専門職業家として担うべき重要な社会的役割を深く受け止め、その遂行のために 自らの行動を厳しく律しなければならない。
  - (3) 基本的人権を尊重し、他者の権利を侵すことのないように留意するとともに、偏見をもつことなく公平な態度を保持しなければならない。
  - (4) 高い倫理観と専門的能力の兼備こそが将来の発展を導く源泉であることをよく 理解し、不断の自己研鑽により、視野を広げつつ、体系的な知識の習得と技能の維持向上に努めなければならない。
  - (5) 専門職業家として、良心に従い誠実な対応を積み重ねることによって、不動産鑑定評価制度に対する信頼を高めるように努めなければならない。

### (本会の倫理規程に関する事項)

- 第2条 会員は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会(以下「本会」という。)の 倫理規程を遵守しなければならない。
  - 2 会員は、特に本会の倫理規程第3条から第7条に該当する行為が、会員相互の信頼関係や鑑定評価制度の信用を崩す可能性があるものと認識し、行動しなければならない。

#### (法令・規則等遵守の徹底)

- 第3条 会員は、法令、当協会の定款、規則、規程及び総会の議決事項(以下「法令等」 という。)を遵守しなければならない
  - 2 理事会は、法令等が十分遵守されるような態勢の構築に努めなければならない。

#### (信頼性の保持)

第4条 理事会は、会員相互の信頼性を保持し、紛議が生じないように努めなければならない。

### (当協会の取組みへの協力)

- 第5条 会員は、当協会の設立趣旨に鑑み、その目的達成に向けて円滑な協会活動を確保するため、当協会の行う諸事業に対しては積極的に協力しなければならない。
  - 2 会員は、不動産鑑定士等の品位又は社会的信用を損なうおそれがあると理事会が 認めた場合、理事会が求める情報、根拠等を開示し説明するなどして、積極的に協 力しなければならない。
  - 3 会員は、国の行政処分・行政指導を受けた場合、また、本会の懲戒処分を受けた 場合には、その旨すみやかに当協会に報告しなければならない。

### (会員の自覚)

第6条 当協会の会員になろうとする者は、当倫理規程を遵守する旨の書面に署名するものとする。

#### (附 則)

1 この規程は、令和6年5月31日よりこれを施行する。

# 誓 約 書

公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会 御中

私は、公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会への入会を希望する にあたり、同協会の倫理規程の内容及び意義を十分に理解し、これ を遵守することを誓約いたします。

特に、倫理規程第5条第3項について、報告義務を怠った場合に は自らが不利益を受けるおそれがある点について十分に理解し、承 諾いたします。

年 月 日

署名:

# 倫理規程第5条第3項に基づく報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会 殿

 報告者氏名

 事務所又は勤務先名

価格等調査業務に関し、令和 年 月 日付で、国から行政処分を受けましたので、倫理規程第5条第3項の規定に基づき、報告いたします。

一大学・一大学・一大学・一大学・一大学・一大学・一大学・一大学・一大学・一大学・		
行政処分の内容		
行政処分の件に係る参考資料提出の有無	あり ・ なし	

※ 行政処分の内容が具体的にわかる参考資料を提出される場合には、上記「行政処分 の内容」欄への記載は省略できます。

# 倫理規程第5条第3項に基づく報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会 殿

 報告者氏名

 事務所又は勤務先名

価格等調査業務に関し、令和 年 月 日付で、国から行政指導を受けましたので、倫理規程第5条第3項の規定に基づき、報告いたします。

行政指導の内容
行政指導の内容
行政指導の内容
行政指導の件に係る参考資料提出の有無 あり む なし

※ 行政指導の内容が具体的にわかる参考資料を提出される場合には、上記「行政指導 の内容」欄への記載は省略できます。

# 倫理規程第5条第3項に基づく報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会 殿

 報告者氏名

 事務所又は勤務先名

価格等調査業務に関し、令和 年 月 日付で、日本不動産鑑定士協会連合会から懲戒処分を受けましたので、倫理規程第5条第3項の規定に基づき、報告いたします。

懲戒処分の内容		
懲戒処分の件に係る参考資料提出の有無	あり ・ なし	

※ 懲戒処分の内容が具体的にわかる参考資料を提出される場合には、上記「懲戒処分の内容」欄への記載は省略できます。